

平成24年 No.17

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

制定理由

非常勤講師の選考について整備するため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 3 月 14 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年3月15日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第11号

東京学芸大学教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考規程の一部改正（案）について

改正理由：非常勤講師の選考について整備するもの。

改 正（案）	現 行
〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、<u>特任教員</u>及び非常勤講師をいう。 〔省略〕 （採用等に係る教員の選考） 第3条 採用等に係る教員（この章において<u>特任教員及び非常勤講師</u>を除く。）の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「<u>選考委員会</u>」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。 〔省略〕 （非常勤講師の選考） 第19条 非常勤講師（次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）の選考は、非常勤講師選考調書（様式第4）により、非常勤講師選考委員会（この章において「<u>選考委員会</u>」という。）が行う。 2 〔省略〕 3 <u>第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、選考委員会の選考を省略するものとする。</u> （1）<u>本学の教員に採用されたことのある者</u> （2）<u>東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者</u> 4 〔省略〕 〔省略〕 （教員養成実地指導講師候補者等の選考） 第23条 第19条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者及び特任教員の選考手続等については、別に定める。 〔省略〕 附 則 この規程は平成24年3月15日から施行する。	〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び非常勤講師をいう。 〔省略〕 （採用等に係る教員の選考） 第3条 採用等に係る教員（この章において非常勤講師を除く。）の選考は、教員候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。 〔省略〕 （非常勤講師の選考） 第19条 非常勤講師（次章の非常勤講師、教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）の選考は、非常勤講師選考調書（様式第4）により、非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。 2 〔省略〕 3 <u>第1項の規定にかかわらず、<u>本学の教員に採用されたこと、又は東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者</u>については、選考委員会の選考を省略するものとする。</u> 4 〔省略〕 〔省略〕 （教員養成実地指導講師候補者等の選考） 第23条 第19条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者及び特任教員の選考手続等については、別に定める。 〔省略〕